

仕様書
I 工事概要
 1. 工事場所 長浜市湖北町山本
 2. 工事内容 既設ホース乾燥柱撤去し、ホース乾燥柱新設
 3. 工事条件 通学路に面する敷地である旨を注意して施工のこと
II 建築改修工事仕様
 1. 共通仕様
 (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「改修標仕」という。)により、また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「標仕」という。)による。
 2. 特記仕様
 (1) 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
 ○印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
 ○印と *印の付いた場合は、共に適用する。
 (3) 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は標仕、[. . .]内表示番号は改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																
① 一般共通事項	① 発生材の処理等	* 構外搬出適切処理 ・ 指定() (1.3.12)																
	2 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、(1.6.9) スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をバツシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 着工前の測定 *行わない ・ 行う(・ 箇所 ・ 図示) 測定箇所 ・ 箇所 ・ 図示																
	③ 完成時の提出図書	・ 完成図 提出部数 ・ 各2部(A3版縮小製本及び電子媒体) (1.8.2) ・ 施工計画書 提出部数 ・ 1部 ・ 部 (1.2.2) ・ 施工図 提出部数 ・ 1部 ・ 部 (1.2.3) ・ 保全に関する資料 提出部数 ・ 2部 ・ 部 (1.8.3)																
	④ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・ 3 ○ 6 ・ 15 ・ 30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じ撮影する。</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td></td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> 工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修)による。	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	・ 3 ○ 6 ・ 15 ・ 30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じ撮影する。	定期提出		1	工事月報用
	区分	撮影箇所	提出部数	備考														
着工前、完成	・ 3 ○ 6 ・ 15 ・ 30	3	同じ位置で撮影すること。															
工事中		1	必要に応じ撮影する。															
定期提出		1	工事月報用															
⑤ 現場代理人等	イ 長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準に従い現場代理人を指名し届けること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届」を提出し同様の確認を受けなければならない。 ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。 ホ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 2. 工事請負契約書(以下「契約書」という)第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。																	
⑥ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。																	
⑦ 保険等	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。																	

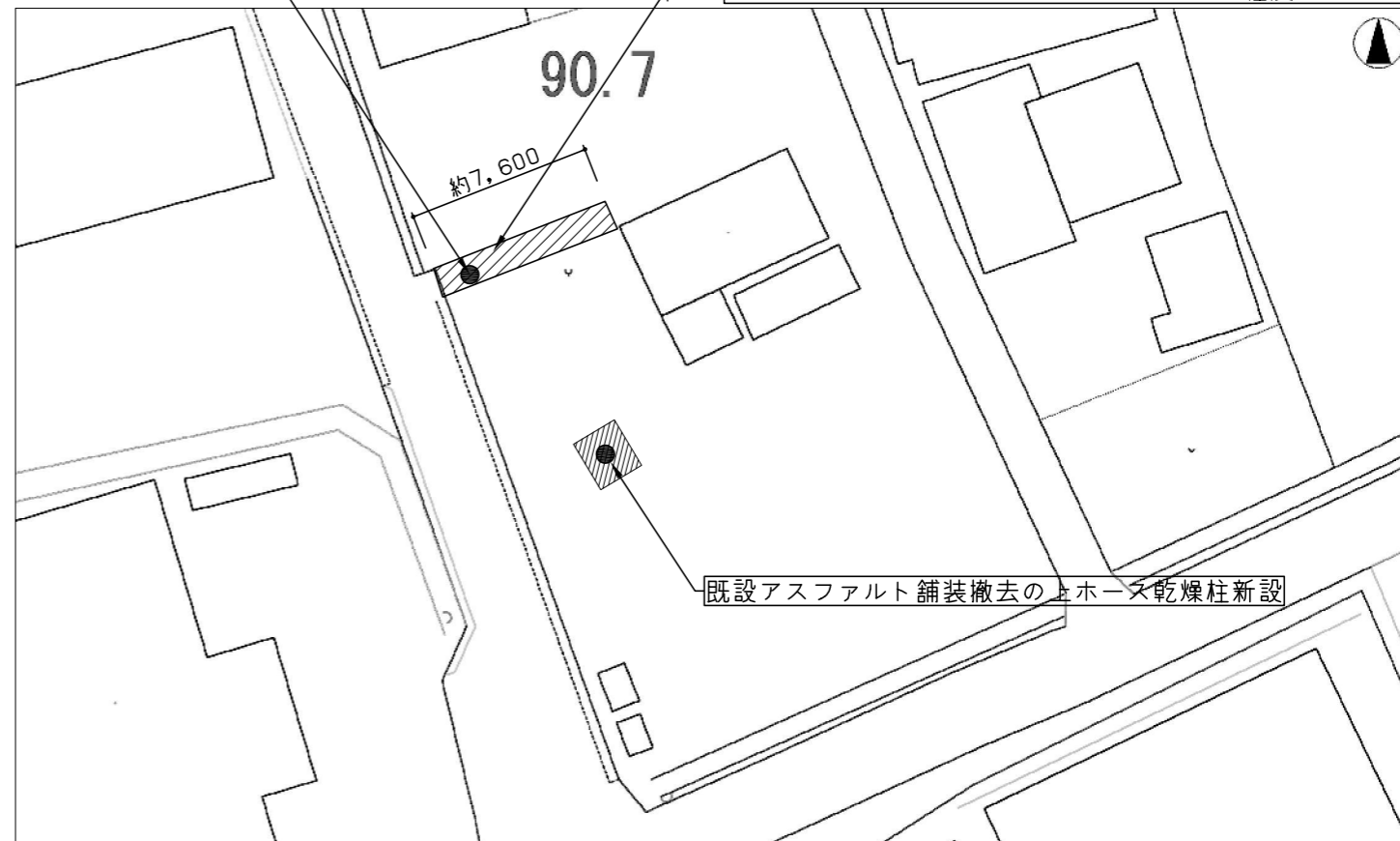
章	項目	特記事項
一般共通事項	⑧ 工事カルテの作成及び登録	請負金額が500万円以上の場合、受注者は、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に下記の期限内に提出しなければならない。 (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に 変更データを提出しなければならない。
	⑨ 施工体制	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制点検を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、市担当者に報告すること。工事完了時には表と台帳の写しを1部監督職員に提出すること。
	⑩ 不当介入に関する通報制度	1. 受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。 3. 受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。
仮設工事	13 石綿含有建材の事前調査制度	1. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告(石綿事前調査結果報告システム等を利用)を行うこと。(報告先:労働基準監督署、県環境事務所) 2. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示板サイズ : A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ・ 当該施工範囲 ・ 図示 貸与書類 ・ 建設当初図面 ・ 石綿調査報告書
	② 仮設工事	① 仮囲い ○ 鉄板塀、金網塀等の仮設計画を立案し、監督員と協議すること。 * 図示による ○ 作業範囲 ・ (ア)防音パネル * (イ)防音シート (2.1.3) 2 騒音・粉じん対策 3 足場等 外部足場防護シート ・ グリーンネット ・ メッシュシート ・ 養生シート (2.2.1) 内部足場 * 脚立、足場板等 ・ 単管ステーキング ⑤ 工事用水・電気 工事用水 既存施設 * 利用不可 ・ 利用可(・ 有償 ・ 無償) 工事用電気 既存施設 * 利用不可 ・ 利用可(・ 有償 ・ 無償)
外構工事	① ホース乾燥柱	材質(支柱) ○ コンクリートポール 鉄筋 ○ 図示 (金具) ○ SUS ・ 溶融亜鉛メッキ 規格 ○ 図示 基礎 ○ Fc 24-15-20N 支給品 ○ ホース接続金具(12個)
	② フェンス	朝日PCフェンスAS型(積雪地用) 金網 300g 亜鉛メッキ鉄線 朝日スチール工業(株)同等品
	③ フェンス門扉	朝日PCAS型門扉(積雪地用) 片開き W=1000 朝日スチール工業(株)同等品
	④ アスファルト舗装路床	遮断層 * 設ける(○ 川砂 ・ 山砂) ・ 設けない (22.2.3) CBR試験 * 行わない ・ 行う (22.2.5) 締固め度試験 * 行わない ・ 行う 路盤 種別 * 再生クラッシュラン RC-40 ・ クラッシュラン C-40 厚さ: 図示 (22.3.3) なお、透水性アスファルト舗装に使用する場合は、透水性の高いものとする。 舗装 ○ アスファルト舗装 材質: * 再生アスファルト ・ ストレートアスファルト (22.4.2~4) 車道部の基層 * なし 厚さ(mm) 表層 * 50 ・ ・ あり 厚さ(mm) 表層 * 30 ・ 基層 * 50
	縁石 ○ 150/170×200×600 ・ 120×120×600 ・ 150×150×600	

既設ホース乾燥柱撤去処分

既設擁壁及び植栽帯撤去処分しアスファルト舗装約15㎡新設
隣地境界部コンクリート縁石設置150/170*200*600
L=10m程度



付近見取り図



配置図



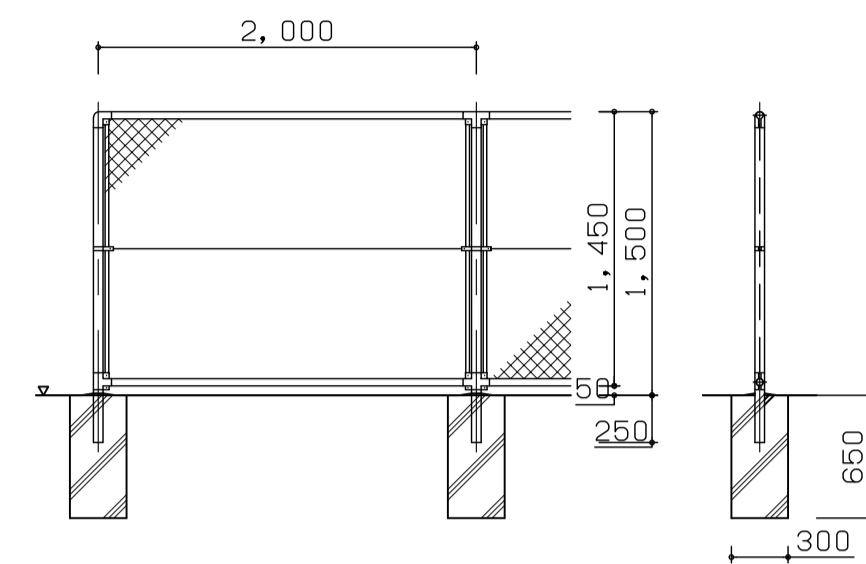
既存ホース乾燥柱



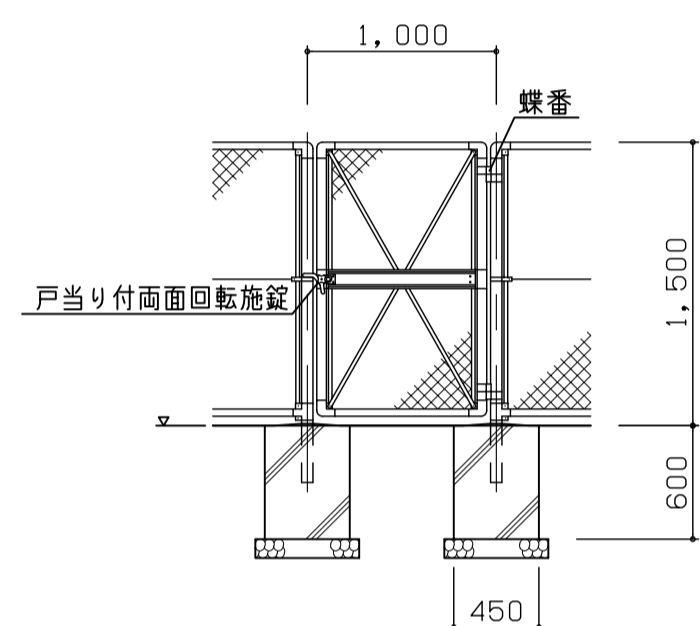
擁壁及び植栽帯撤去処分



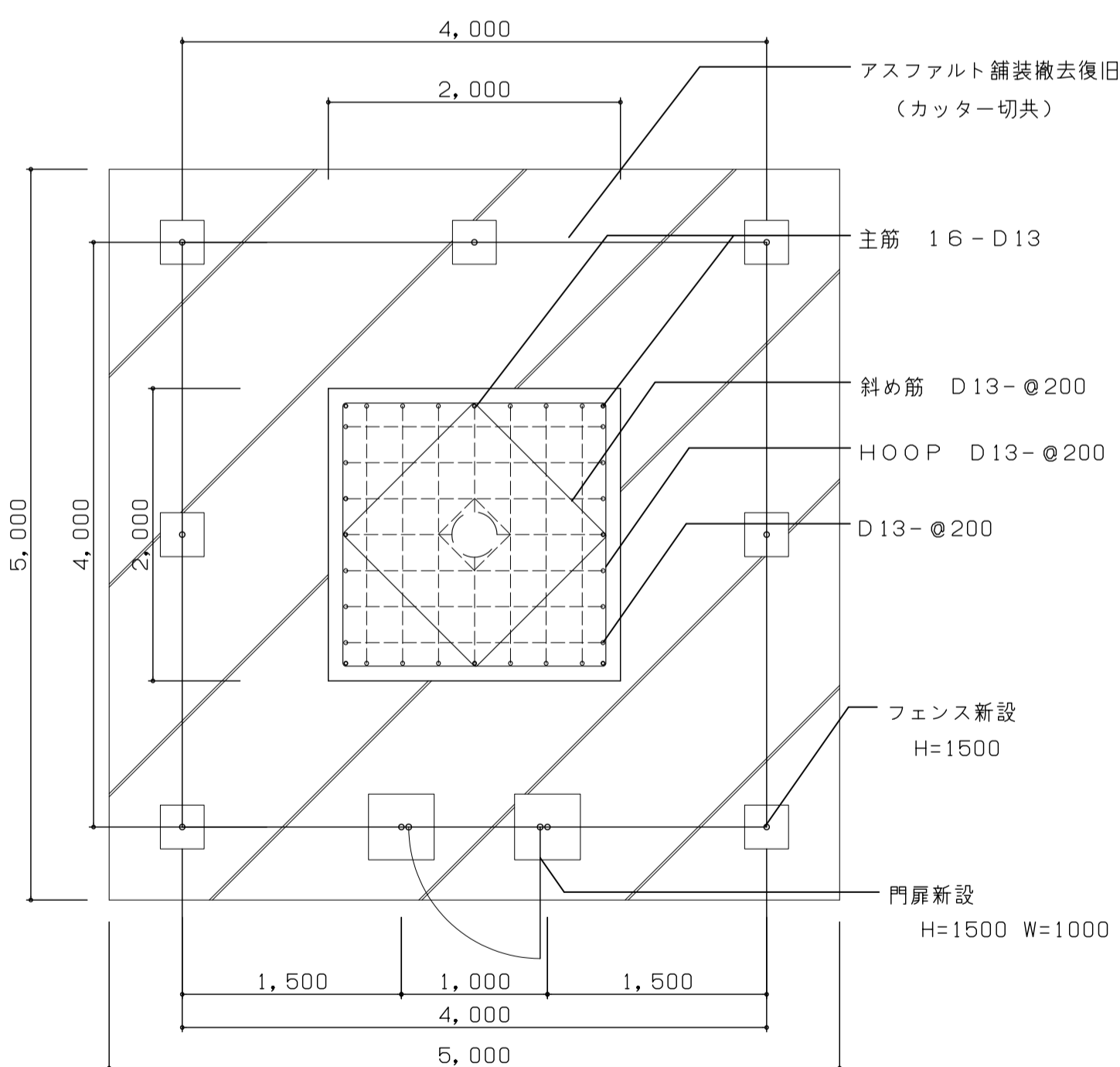
ホース乾燥柱新設



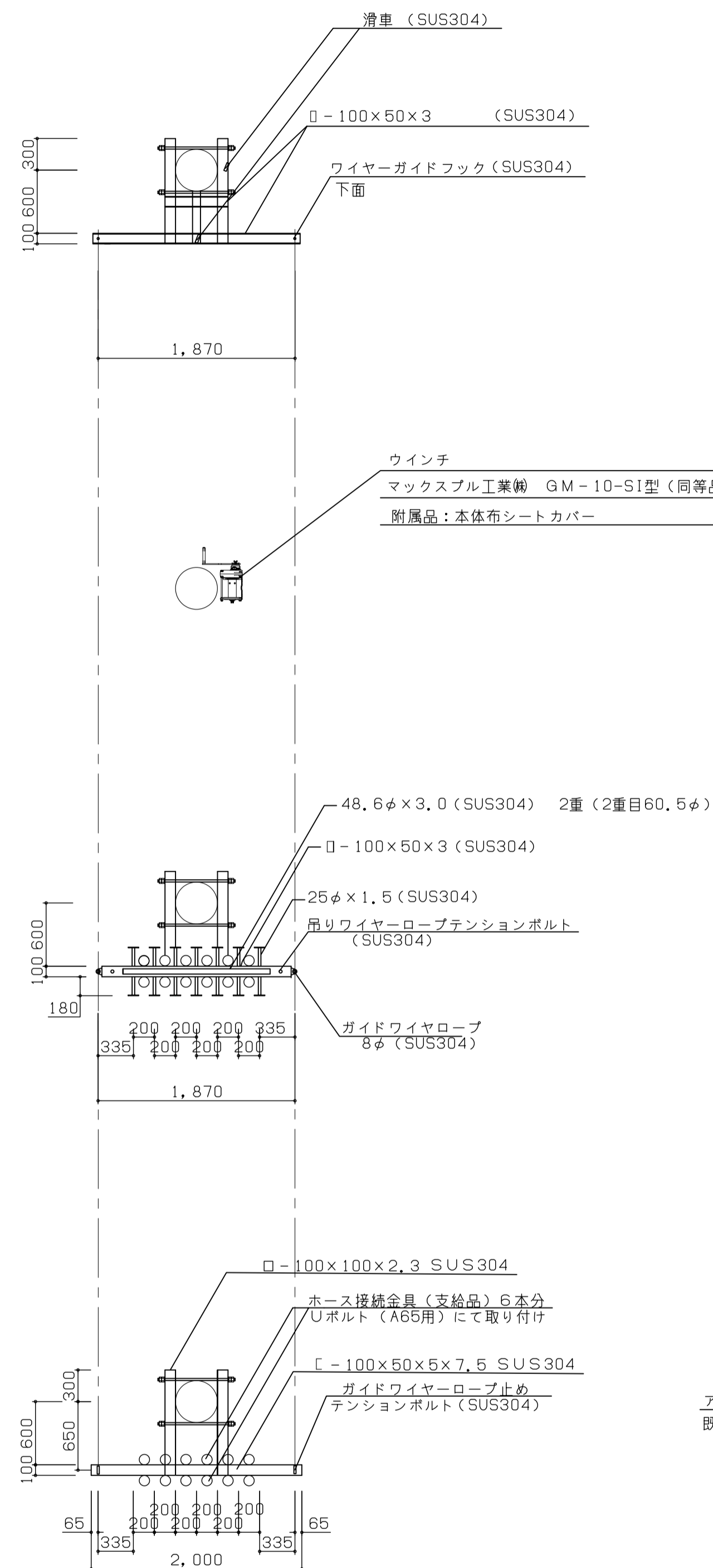
フェンス詳細図 S=1/40



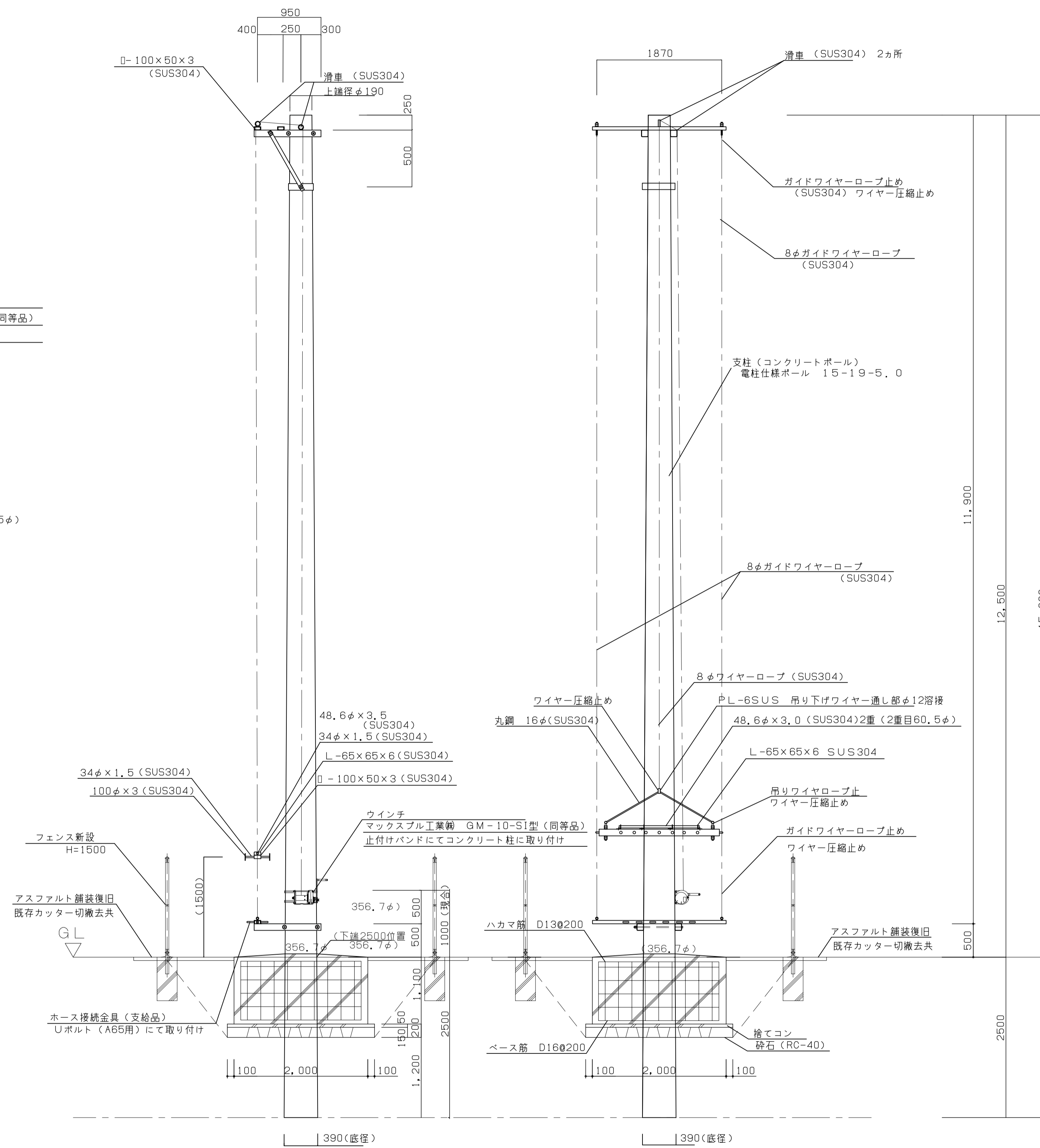
門扉 詳細図 S=1/40



基礎 詳細図 S=1/40



ホース乾燥柱詳細図 S=1/40



普通コンクリート $F_c = 24 \text{ N/mm}^2$ (JIS 認定工場)

鉄筋 SD295A D16以下